

国立大学法人東京医科歯科大学教職員等に係る学長賞表彰規則

平成 26 年 7 月 4 日
規則 第 50 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における教育、研究、社会貢献等の業績が極めて顕著であると認められた本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）を表彰することにより、本学の一層の発展を期するため、本学教職員等に係る学長賞の表彰（以下「教職員等表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 教職員等表彰は、次の各号の一に該当する本学の教職員等に対して行うものとする。

- （1）本学において教育、研究又は医療等の活動に積極的に取り組み、極めて顕著な成果をあげた者
- （2）本学の管理運営に極めて顕著な貢献をした者
- （3）権威のある賞の受賞等により社会的に評価される成果をあげた者
- （4）大型プロジェクトの構築について極めて顕著な貢献をした者
- （5）その他学長賞を授与するにふさわしいと認められる者

（選考）

第 3 条 教職員等表彰を受ける者は、理事又は部局長の推薦に基づき、学長が決定する。
2 前項のほか、学長自らが選考の上、決定する。

（表彰方法）

第 4 条 教職員等表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
2 前項の表彰状にあわせて、副賞を授与することができる。

（事務）

第 5 条 教職員等表彰に関する事務は、総務秘書課において処理する。

（雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、教職員等表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 4 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 130 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。